

## フランスと社会保障協定を結んでいる国の居住者による

### フランスの年金申請手続きについて

### LIQUIDATION DE RETRAITES FRANCAISES PAR DES PERSONNES ETRANGERES RESIDENTS DANS UN PAYS AYANT SIGNE UNE CONVENTION DE SECURITE SOCIALE AVEC LA FRANCE

この実務情報は、定年年齢に達した外国籍の方で、フランスと社会保障協定を結んでいる国からフランスの年金を清算したいと望んでいる人を対象にしています。

フランスの年金清算申請は、該当者が権利行使を望む際、フランス国に居住していることが条件となつていいということが重要です。

フランス滞在中に仕事をし、フランスの年金公庫に掛金支払を行った方のみに権利があります。

本文では、団体協約や法律によって定められている退職年金や定年によりポストを離れる人に対してフランス企業が支払う退職金については言及していません。

#### I- フランスにおける年金制度の種類

フランスでは、年金制度は大きく次の 2 つのカテゴリーに分けられます。

- 社会保障の一般制度からの老齢年金、これは役職の有無に関わらず、全ての給与所得者に与えられます。
  - 補助年金 (ARRCO) 、役職の有無にかかわらず、全ての給与所得者に対する補助年金で、給与の A 枠 (2016 年においては年 38,616€) を対象とします。
- この第 1 段階に追加し、管理職者 (cadre) については第 2 段階の年金 (AGIRC) があり、給与の A、B、C 枠を対象とします。年収 308,928€以上 (2016 年時点) の給与については年金の対象外となります。



Caderas  
Martin

上記以外に企業が任意に他の年金機関を追加することもできます。私的年金機構に掛金を払い込み、年金申請の方法は機構との契約によることとなります。

## II- フランスが他国と締結した社会保障協定の影響

日本との社会保障協定は最近署名調印されました。フランスは複数の国と協定を結んでいます。協定では、社会保障の様々なメリットがあり、特に老齢年金と障害年金に関し、掛金支払の期間を2国間で合算できること、及び出向元の国と出向先の国両方で社会保険制度に加入する義務がなくなりました。

年金掛金支払期間の合算に関して、同協定では、年金申請手続きを容易に進めるために最初に年金契約を交わしている国家の制度における老齢・疾病保険の掛金支払期間を考慮することを認めています。また、日仏新社会保障協定のおかげで、フランスの社会保障制度に加入するために日本の社会保険制度を脱退することが義務付けられていた日本人出向者にとって不利になることなく、フランスに掛金を支払っていた期間も日本の社会保険機関により合算してもらえるようになり、日本での社会保険制度の恩恵を享受することが可能となりました。

この年金掛金支払期間の合算は、フランスで就労した全ての日本人が対象で、日仏新社会保障協定が発効した2007年5月以前に就労していた日本人にも同様に適用となります。

また、同協定により、一定の条件と形式をとった上でこれら両国（出向者の本国と赴任国）での社会保険掛金の二重支払がなくなりました。フランスに赴任している日本人の出向者は、日本の社会保険制度とフランスの社会保障制度（基礎年金と補足年金）の両方に掛金を支払うということを避けることができます。場合により、日本の社会保障制度に赴任後も引き続き加入するか、フランスの社会保障制度にのみ加入するかのどちらかとなります。

従って、日本人駐在員が日本の社会保障制度に加入を続ける場合、フランスの年金保険機関に掛金支払をすることは一切なくなります。フランスの社会保障制度に対して掛金の支払がないため、これから述べるフランスの年金申請の方法には該当しません。



しかし、新協定の発効前（2007年6月1日以前）にフランスに赴任していた日本人出向者で、日仏社会保障協定に基づく条件に従い、フランスの社会保障制度から脱退した出向者には、これから述べるフランスの年金申請の方法が、フランスの社会保険機関に掛金支払していた2007年6月1日以前の期間に対し関係してきます。

日仏社会保障協定の発効以前にフランスに赴任し、フランスの年金制度に掛金支払をし、日本に帰国した出向者に対しても同様にこれから述べる年金申請方法は適用されます。

このように、これから述べることは、常に情報として有効であり、フランスで就労した日本人出向者の大部分の方に関係すると思われます。

### **III- フランスにおける年金の計算方法と申請について**

#### **A- 社会保障機関の老齢基礎年金申請**

本国に帰任した外国人は、フランスとの社会保障協定が調印されている場合、老齢基礎年金の申請は居住国の社会保険機関において行われることになります。このため、フランスの社会保障制度に掛金支払を行い、日本に帰国した日本人は、日本の社会保険庁を通して年金申請を行います。

この場合、フランスと日本での就労期間がそれぞれ合算されることにより、年金申請は日本の社会保険庁を通してフランスの社会保険機関へ、出向者のフランスでの就労期間を承認するように手続をおこない、通算の期間で計算されます。

#### **B 换算年金公庫における年金申請**

換算年金公庫に於ける年金取得権は、フランスで実際に就労していた期間に掛金支払した金額をベースに計算され、点数が与えられます。

補足年金の最終的な年金額は被保険者の獲得した点数、点数の価値(定期的に減少)、そして年金申請をする年齢に対し適用される減給率によって決められます。



現在、62歳より年金申請を行うことができます。しかしながら、フルレートで補足年金を享受するためには、年金申請が少なくとも65歳から67歳に達してから実行されること、あるいは最低でも41年間に渡る掛金支払をしてきたことが必要になっています。

現行法では、一方で当該従業員の生年月日に応じて、段階的にフルレートで享受できる条件を増やすことを認めています。もし、補足退職年金がこの条件に達する前に申請される場合は、減給率が支給金額の計算に適用されることになります。

この申請は、最終の雇用者が納めていた補足年金機関に申し出ます。この機関がすでに存在しない場合は、AGIRC（管理職）とCIPS（非管理職）に年金申請をします。

申請は、本人または代理人を通して補足年金機関で所定の申請書式を入手し、提出します。

\* \* \* \* \*

\* \*

\*

このように、新社会保障協定が導入され、日仏間において調印もなされたわけですが、外国人によるフランスの年金申請は今もなお課題として取り上げられます。

手続に必要な書類を作成するにあたり、外国籍の方で定年退職なさる方は、ご自分が働いていたフランス子会社のフランス人従業員に代理で申請手続きを進めてもらうか、その子会社の顧問弁護士事務所、顧問公認会計士事務所にご相談なさることをお勧めします。